

## 上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成24年4月27日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民自らが新エネルギーの利活用により温室効果ガスの削減に取り組み、地域全体で地球温暖化問題の解決に取り組む環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、上峰町補助金等交付規則（昭和57年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付を受けようとする者は、上峰町に居住し、又は居住が予定される者（ただし、町税を滞納していない者に限る。）で、自ら所有し、居住する既存住宅、新築住宅（店舗等との併用含む。）若しくは対象システム付き建売住宅を購入する者のうち、次に掲げる要件を全て満たす対象システムを設置する個人とする。

- (1) 低圧配電線及び逆潮流（余剰電力を電力会社に送電することをいう。）を有して連系をする対象システムであること。
- (2) 電力会社と電力受給契約を締結できるもの
- (3) 未使用品のものであること。
- (4) 太陽電池モジュールの最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値が10キロワット未満であること。
- (5) 対象システム設置工事の着手又は対象システム付き建売住宅の引渡し  
が補助金交付決定後であること。
- (6) 対象システムの設置について、本補助金及び上峰町からの他の補助金、助成金その他これらに類する交付金の交付を受けた者が同一世帯内（自ら

を含む。) にいないこと。

(補助金の額等)

第3条 補助金の交付の額は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値(単位は、キロワットとし、その値に小数点以下第3位があるときは、これを切り捨てる。)に2万円を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。)とし、当該額が8万円を超えた場合は8万円とする。

2 補助金の交付は、対象システムの設置を行う個人が属する世帯につき1回限りとする。ただし、2世帯住宅等複数の世帯が居住する対象住宅において、補助金交付決定を受けた世帯があった場合、他方の世帯は同一物件につき、補助金交付申請ができないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定前に対象システムの設置工事に着手した者又は対象システム付き建売住宅の引渡しを受けた者は、補助金の交付対象者とししない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムに係る設置工事の着手又は対象システム付き建売住宅の引渡し前に、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請をしなければならない。

- (1) 対象システムの概要を記した書類
- (2) 対象システムの設置経費の内訳が明記された契約書又は見積書の写し
- (3) 対象システム工事着手前の住宅の写真
- (4) 対象システムを設置する住宅の位置図
- (5) 設置者の住民票(補助金交付申請時の住所地の市町村長が発行するものとする。ただし、申請時から起算して3月以内に発行されたものに限る。)
- (6) 滞納のない証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助金交付の申請は、住民課環境係に前項の書類を持参する方法により行うものとする。

3 町長は、前項により持参された書類を先着順に受け付け、補助金の交付申請額が予算額に達する日をもって受付を停止する。

(手続の代行)

第5条 補助金を受けようとする者は、補助金の交付申請等の手続について、代行者を選任し、委任状(様式第2号)の提出により委任することができる。

(補助金交付決定の通知等)

第6条 町長は、第4条の申請があった場合は、速やかにこれを審査し、補助金交付の適否を決定し、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(内容の変更及び取消し)

第7条 前条の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者のうち、対象システムの設置に係る内容の変更をしようとする場合にあつては、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更申請書(様式第4号)を、取消しをしようとする場合にあつては、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金取消申請書(様式第5号)を速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請がなされ、承認する場合にあつては上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更承認通知書(様式第6号)を取消しをする場合にあつては、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金取消通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 対象システムの設置を完了したとき(電力受給開始日)は、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助事業完了実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、電力会社との電力受給開始日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日(ただし、3月31日が土曜日又は日曜日で閉庁日であると

きは、当該閉庁日直近の金曜日)までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置経費に係る領収書の写し
- (2) 対象システムの設置経費に係る領収書の内訳
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) 対象システムの工事完成後の写真
- (5) 設置者の住民票（ただし、補助金申請時に添付した住民票の写しに記載されている住所と相違がある場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の事業完了実績報告書の提出があったときは、審査の上、補助金の額を確定し、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 前条の通知書を受け、補助金を請求しようとする者は、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 前項による請求は、当該年度の3月31日（ただし、3月31日が土曜日又は日曜日で閉庁日であるときは、当該閉庁日直近の金曜日）までに行わなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 この要綱による補助金の交付を受けて対象システムを設置した者は、その設置の日から5年を経過するまでは、対象システムを町長の承認を受けずに補助金交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、やむを得ない理由の場合は、この限りではない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請により補助金の交付を

受け、又は前条の規定に反したことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(協力)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ電力会社への売電量、買電量等発電システムデータの提供その他必要な協力を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

上 峰 町 長 様

住所  
申請者 氏名 国  
電話

上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書

住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付を受けたいので、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。なお、審査のため町税の納税状況を調査されることに異議ありません。

設置場所	上峰町大字 区名( )
設置対象住宅の区分	<input type="checkbox"/> 既存住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 対象システム付き建売住宅
設置予定太陽電池モジュールの形式	<input type="checkbox"/> 据置型 <input type="checkbox"/> 建材一体型
設置予定太陽電池公称最大出力	キロワット
交付申請額	円
九州電力（株）との系統連携	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

(添付書類)

- (1) 対象システムの概要を記した書類
- (2) 対象システムの設置経費の内訳が明記された契約書又は見積書の写し
- (3) 対象システム工事着手前の住宅の写真
- (4) 対象システムを設置する住宅の位置図
- (5) 設置者の住民票（申請前 3 月以内のものとする。）
- (6) 滞納のない証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

委任状

上 峰 町 長 様

住所  
申請者 氏名   
電話

私は、以下の者を手続代行者とし、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付申請等に係る一切の手続きを委任しましたので、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第5条の規定により提出します。

記

手続代行者に関する事項

会社名（支店名） 代 表 者 氏 名	<input type="checkbox"/>
住 所	<input type="checkbox"/>
担 当 者	
連 絡 先	

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

上 峰 町 長 閣

上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付け上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書で申請された内容について、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 補助金交付の適否 適 ・ 否
2. 補助金交付決定番号 \_\_\_\_\_
3. 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
4. 否についてはその理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

上 峰 町 長 様

住所  
申請者 氏名 印  
電話

上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知を受けた住宅用太陽光発電システム設置補助金につきまして、その内容を変更したいので、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 申請受付年月日 年 月 日
2. 補助金交付決定番号 \_\_\_\_\_
3. 変更内容

変更前	
変更後	

4. その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

上 峰 町 長 様

住所  
申請者 氏名 印  
電話

上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金取消申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知を受けた住宅用太陽光発電システム設置補助金につきまして、設置に係る補助を取り消したいので、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 申請受付年月日 年 月 日
2. 補助金交付決定番号 \_\_\_\_\_
3. 設置の取消しの理由

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

上 峰 町 長 閣

上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更承認通知書

年 月 日付け上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金  
変更申請書で申請された内容について、上峰町住宅用太陽光発電システム設置  
補助金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり承認します。

記

1. 変更内容

変更前	
変更後	

変更内容については、審査のうえ適当と認めます。

様式第7号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

上 峰 町 長 印

上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金取消通知書

年 月 日付け上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金取消申請書で申請された内容について、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり補助金を取り消します。

記

1. 申請受付年月日 年 月 日
2. 補助金交付決定番号 \_\_\_\_\_
3. 設置の取り消しの理由

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

上 峰 町 長 様

住所  
申請者 氏名 国  
電話

上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助事業完了実績報告書

住宅用太陽光発電システムを設置したので、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり関係書類を添え実績を報告します。

記

1. 補助金交付決定番号 \_\_\_\_\_
2. 補助金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
3. 工事着工 \_\_\_\_\_ 年 月 日
4. 工事完了 \_\_\_\_\_ 年 月 日
5. 添付書類
  - (1) 対象システムの設置経費に係る領収書の写し
  - (2) 対象システムの設置経費に係る領収書の内訳
  - (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
  - (4) 対象システムの工事完成後の写真
  - (5) 設置者の住民票（ただし、補助金申請時に添付した住民票の写しに記載されている住所と相違がある場合に限る。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

上 峰 町 長 閣

上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書

年 月 日付け上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助事業  
完了実績報告書で報告された内容について、上峰町住宅用太陽光発電システム  
設置補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり補助金の額を確定します。

記

1. 補助金決定番号 \_\_\_\_\_

2. 補助金確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第 10 号 (第 10 条関係)

年 月 日

上 峰 町 長 様

住所  
申請者 氏名 印  
電話

上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で確定通知があった住宅用太陽光  
発電システム設置補助金について、上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助  
金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 円		
金融機関名			
	支店・支所・出張所		
口座の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			